

## 後期高齢者医療制度の保険料率が変わります

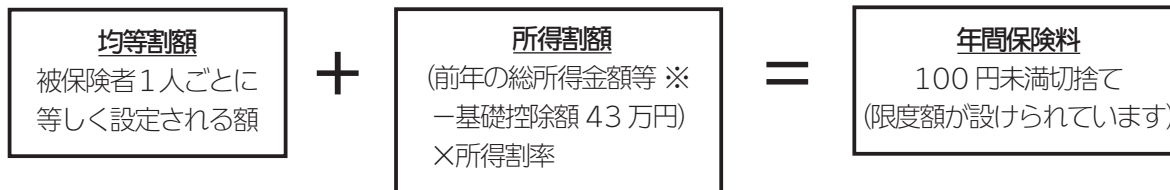
後期高齢者医療制度の保険料率は、2年に一度見直しが行われており、2月に開催された鳥取県後期高齢者医療広域連合議会において、令和6・7年度の保険料率が決定されました。

今回の見直しでは、今後の被保険者数や医療給付費の増加による影響のほか、国の医療保険制度改革による影響も反映し、保険料率を引き上げることとなりました。被保険者の皆さんには、更なる負担となりますが、ご理解をお願いします。

なお、令和6年度の年間保険料の決定・通知は、7月を予定しています。

※国の医療保険制度改革による影響については、激変緩和措置（保険料負担の急激な増加を和らげる措置）が適用される場合があります。

### ■年間保険料の計算方法



※総所得金額等とは、雑（年金）所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。（遺族、障害年金は除く）

### 均等割額について

- ・激変緩和措置により、令和6・7年度とも「52,138円」となります。
- ・世帯（同一世帯の被保険者全員と世帯主）の「総所得金額等の合計額」に応じて、次のとおり軽減されます。

| 総所得金額等の合計額  | 軽減後の均等割額       |
|---|----------------|
| 43万円 + 10万円 × (世帯の給与所得者等の数 - 1) 以下                          | 7割軽減 15,642円/年 |
| 43万円 + 29.5万円 × (世帯の被保険者数)<br>+ 10万円 × (世帯の給与所得者等の数 - 1) 以下 | 5割軽減 26,069円/年 |
| 43万円 + 54.5万円 × (世帯の被保険者数)<br>+ 10万円 × (世帯の給与所得者等の数 - 1) 以下 | 2割軽減 41,711円/年 |

※給与所得者等の数が0人の場合は、1人として計算します。

※65歳以上の人で公的年金所得がある場合は、15万円を控除した額が軽減判定所得となります。

### 所得割額について

所得割率は「10.64%」になります。ただし、激変緩和措置により、令和6年度に限って、年金収入153万円～211万円相当の人は「9.83%」になります。

### 年間保険料について

限度額は「80万円」になります。ただし、激変緩和措置により、令和6年度に限って、次のとおりとなります。

| 激変緩和措置の対象者   | 限度額  |
|--|------|
| ①令和5年度末時点で、後期高齢者医療制度の被保険者の人<br>※令和6年度に新たに75歳に到達する人は、対象外です。 | 73万円 |
| ②年金収入211万円相当以下の人   | 67万円 |

### ■問い合わせ先

◇市民課 保険年金係 ☎47-1035

◇鳥取県後期高齢者医療広域連合 ☎0858-32-1097



市ホームページ